

除却経費の一部を補助します。

香芝市空家等対策推進支援事業（除却）

空家等を除却することは、市民の安全・安心の確保につながります。

老朽化した危険な空家等の除却や跡地を地域の交流やにぎわいを活性化させる事業のために行う除却に係る経費の一部を補助します。

○募集期間○

令和6年5月20日（月）
～令和6年11月29日（金）

○募集件数○

2件
（募集開始日に複数の応募があった場合は抽選）

○補助対象建築物○

①不良住宅

- <条件>・所有権以外の設定がないこと（権利者全員から同意を得た場合を除く）
- ・不良住宅認定を受けていること
 - ・空家であること
 - ・空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の勧告を受けていないこと

②空き家住宅、空き建築物

- <条件>・所有権以外の設定がないこと（権利者全員から同意を得た場合を除く）
- ・活用事業の採択を受けていること
 - ・除却後の跡地の活用は、除却後の1年以内に始めること
 - ・除却後の跡地を地域活性化のために10年以上活用すること

○補助対象者○

- ・対象建築物を5年以上所有しているかた又はその相続人
- ・対象建築物のある土地を5年以上所有しているかた又はその相続人
- ・活用事業を行うことを目的として除却後の土地を賃借しようとするかた

※対象建築物または対象建築物のある土地の所有者が異なる場合は、同意書が必要です。

■補助対象外■

- ・市税を滞納しているかた
- ・国民健康保険料を滞納しているかた

○補助対象事業○

①不良住宅 の場合

不良住宅の全て（門・塀など含む）を解体する工事（除却後の整地を含む）

②空き家住宅、空き建築物 の場合

地域の交流やにぎわいを活性化させることを目的として、空き家住宅又は空き建築物を除却し、跡地をポケットパーク、防災広場、集会所用駐車場等の用に供する事業

○補助金額○

上限 50 万円

※ただし、次のいずれか少ない額

- ・ 補助対象経費の合計額の 8/10
- ・ 国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費により積算した額の 8/10

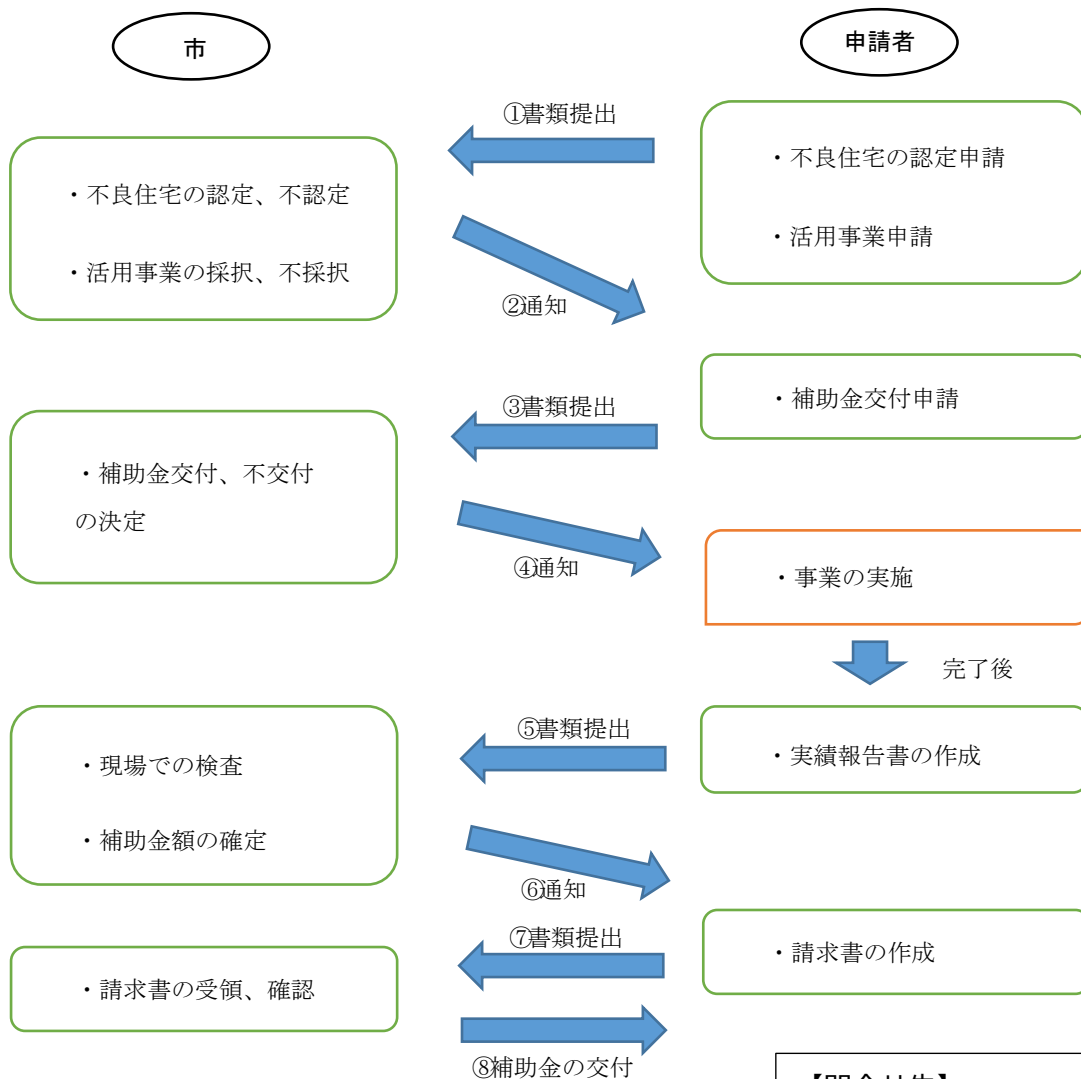
(令和 6 年度)

木造	鉄骨造
32,000 円/㎡	46,000 円/㎡

○注意事項○

- ・ 補助金の交付決定前に発注・契約した場合は補助が受けられません。
- ・ 除却後の状況等について報告を求めることがあります。
- ・ 住宅を除却することで、固定資産税の住宅用地の特例が対象外となり、翌年度より土地の税金が高くなる場合があります。詳しくは税務課へお問い合わせください。
- ・ その他の要件や必要書類については、要綱をご覧くださいか、お問い合わせください。

○手続きの流れ○



【問合せ先】

香芝市都市創造部都市計画課

TEL : 0745-44-3315